

準統一後における出産育児交付金の取扱いについて

1. 概要

少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みとして、令和6年4月から「**出産育児交付金**」を導入。

納付金等算定上は、国から示される概算交付見込額を、n-1年度*の出産育児一時金に係る保険料相当額に応じて市町村ごとに按分し、各市町村の納付金(d)において減算している。

* n年度：納付金等の算定年度

2. 懸念点

現在の運用は市町村標準保険税率に差異が生じる要因となるため、準統一以降、納付金等算定において出産育児交付金をどのように扱うか。

3. 対応案

県全体の保険税収納必要額(B)において減算する。(県単位の算定とする。)

<理由>

- ・ 準統一以降、出産育児諸費は普通交付金の対象とすることから、これに関連する出産育児交付金についても県単位の算定とすることが適当である。
- ・ 納付金等の算定に係る国からの係数通知において示されている算定方法である。

4. 参考

「令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について(通知)」(令和7年12月26日付け保国発1226号第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)の別添資料より以下抜粋。

各都道府県においては、各都道府県における実態を踏まえ、以下のいずれかの方法により調整を行うこととする。

- ① **保険料収納必要総額(B)で調整(出産育児一時金を保険給付費等交付金の対象としている場合を想定)。**
- ② 都道府県が支払基金に報告した管内市町村の令和6年度の出産育児一時金に係る保険料相当額に応じて市町村ごとに按分し、各市町村の納付金(d)で調整。